

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		平成 26 年度 政策経営会議（第 16 回）
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成 27 年 1 月 19 日（月） 午後 4 時 30 分～5 時 00 分
開催場所		区長応接室
議題		1. 「介護予防センター」構想について 2. LED式街路灯の導入について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・副区長・教育長・政策経営部長（行政経営課長事務取扱）・ 総務部長・施設管理部長・企画課長・財政課長・区長室長
	説明者	保健福祉部長、福祉総務課長、高齢者福祉課長、土木担当部長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1 : 「介護予防センター」構想について

(1) 案件の説明

一般の介護保険制度改正に伴い、地域住民・NPO等主体の介護予防活動や高齢者の生きがい活動を通じた健康増進等の推進が求められ、活動の場の確保が大きな課題となっている。一方、高齢者在宅サービスセンター「豊寿園」については、民間事業者が次々と参入している中で事業を継続する理由は薄れてきていることから、「豊寿園」を「介護予防センター」に転換し、地域介護予防活動の拠点として整備していきたい。活用あたっては、6つの「豊寿園」のうち認知症対応型通所介護を併設している2か所は存続させ、一般高齢者向けの通所介護のみを開設している4つの施設を「介護予防センター」に転換する。転換の時期は、今後予定されているそれぞれの施設の大規模改修に合わせて、順次実施していく。

また、「豊寿園」以外にも活用可能な施設の転用等についても検討することとし、将来的には高齢者総合相談センター圏域ごとに「介護予防センター」を整備していきたい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：高齢者向けの通所介護（一般デイサービス）の事業所は区内に60か所近くあり、過当競争となっている。区が施設を貸し付けて通所介護を運営しているところは、別の用途に活用してもよいと思う。

説明者：センターの機能としては、民生委員によるサロン活動のようなイメージとなる。

副区長：豊寿園を転換するにあたっては、利用者には別のデイサービスに移ってもらうことになる。ご了解をいただきながら、移行調整を行っていく必要がある。

区長：現在の利用状況は如何か。

説明者：利用率は概ね60%から80%である。高いとは言えない。

区長：他の自治体でも介護予防センターのような取り組みはあるのか。

説明者：23区では、今回の構想のような地域毎の拠点で展開するところは今のところない。港区が田町駅の再開発の中で1か所大規模なものを整備したという話はある。

説明者：現在貸付けを受けている社会福祉法人には、事前に説明をしておきたい。

区長：施設の大規模改修後ということだが、開設は少し先になるということか。

説明者：実際には、早いところで平成28年度末の事業終了、翌年度改修工事で平成30年度からセンター開設となる。

説明者：法人においては2年間で利用者を他に振り分け、スタッフをどこで活用するか検討いただくことになる。

区長：よいと思う。調整はしっかりするように。他に意見はあるか。

委員：介護予防センターの運営は活動団体により構成される「運営協議会」を考えているようであるが、区民ひろばにも運営協議会がある。同じようなかたちになるのか。

説明者：センターの運営協議会は、介護予防活動をする組織ということで考えている。

委員：区民ひろばでも介護予防活動を行っており、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）がバックアップするという点も同じである。留意する必要がある。

副区長：上手く調整した方がよいと思う。

委員：大規模改修に合わせて転換ということだが、改修経費については現在の施設を維持する

ための経費しか見込んでいない。新たな施設とするための費用は別途掛かるということか。

説明者：別途掛かることになる。ただし、現在も通所介護の施設であり機能として大きく変わるものではない。それほど負担になるものではないと考えている。

副区長：提案のとおり今後進めてよろしいか。

区 長：結構である。

(3) 結論

介護予防センター構想について決定し、今後取り組みを進めていく。

案件 2：LED式街路灯の導入について

(1) 案件の説明

街路灯については、これまでも改修を計画的に進めてきたが、LEDについては様子見の状態であった。しかしながら、国庫補助の対象が原則LEDとなり、また、国際条約により 2020 年に水銀灯の原則製造中止が予定されている。電気料金や維持管理費の面でもLED化のメリットが見込めることから、今後の街路灯の適正な維持管理のため、平成 27 年度から水銀灯をLED街路灯に切り替えるという方針に転換を図りたい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：平成 27 年度はどの位の規模を予定しているのか。

説明者：およそ 300 基である。

区 長：LEDに切り替えるにはどの位の経費が掛かるのか。

説明者：1 本 15～20 万円である。作業内容により金額に幅がある。

区 長：国庫補助率はどの位か。

説明者：55%である。

委 員：これまで街路灯については、高効率のものに切り替えるということで説明してきたと思うが。

説明者：今後はLED化に舵を切るということである。

副区長：LED化を進めという方針でよろしいか。

区 長：結構である。

(3) 結論

平成 27 年度からLED式街路灯の導入に転換する。

会議の結果	1. 「介護予防センター」構想について	⇒決定
	2. LED式街路灯の導入について	⇒決定

提出された資料等	1. 「介護予防センター」構想について 2. LED街路灯の導入
----------	-------------------------------------